

☆年末調整について☆

今年も早いもので残すところあと2ヶ月となり、年末調整の時期となりました。既に10月よりご加入先の生命保険会社等から生命保険料控除証明書等が送付されてきている事と思います。本年度も弊社より「年末調整チェックシート」を送付させていただきますので、スムーズな年末調整を行うためにも資料のご準備をお願い申し上げます。

なお、平成25年分以後の所得税について適用される改正内容について再度確認しておきたいと思えます。

- (1) 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。
- (2) 特定の役員等に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

☆NISAと個人型確定拠出型年金について☆

両者の特典を簡単に説明すると次のようになります。

[NISA] 非課税投資枠は毎年100万円まで(翌年への繰り越しはできません)、期間は5年で最大投資額は500万円になります。制度継続期間は10年間です。

[個人型確定拠出年金] 支払った掛金は限度額まで所得控除の対象となり、積み立てた掛金(元本)が個人の所得から控除できます。また、年金資産を運用して得た収益は全額非課税となります。ただし、受給時に課税になります。その際には、退職所得控除等の適用により一定額を所得から控除することができ、控除しきれない部分に対して課税されます。

NISAは、一定期間において株式等の運用益を非課税にすることができますが、個人型確定拠出年金は運用益を非課税にするだけでなく、掛金を所得から控除できることが最大のメリットになります。個人型確定拠出年金は税制上の優遇措置としては、NISA以上の効果があるといえますが、原則60歳までは掛金を途中で引き出すことはできません(掛金等の変更は行えません)。

詳細につきましては、各担当者までご連絡ください。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

ヘルプマーク

先日、肩が触れない程度に混雑した通勤電車内で、立っているのがやっとなのではないかと思われる男性がいました。その様子に気づく人はなく、ドア脇に立っていた人が下車して空いた場所になんとか自力でたどり着き、もたれられるスペースを確保していました。たどり着いたところで気づき、見るとその人のカバンには、赤いタグが付けられていました。

この赤いタグは「ヘルプマーク」といい、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。対象者からの申し出により、都営地下鉄各駅の駅務室、都営バス各営業所、東京都心身障害者福祉センターなどで配布しています。

ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、昨年10月から都営地下鉄大江戸線で開始し、先月から全ての都営地下鉄、都営バス、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーへと拡大して実施しています。

マタニティマークをつけている人はよく見かけるようになり、それなりに認知されています。ヘルプマークはまだできたばかりということもあり、これから広まっていくのだらうと思います。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をとりたいものです。

今月の一言

『恵まれている物を無駄にしている私。』

どんなに不条理と思われるような逆境であってもあなたの人生がどんな混乱しても、勝利、平和、喜びを得ることができる。神は能力によって仕事を与えるのではなく、我々の意思によって仕事を与えられる。どこかでつらい思いをしている人もいる。皆、自分を捨てて十字架を背負っているんだ。

誰でも寂しさ、悲しみを知っているはずだ。ひょっとしてあなたの体験は私よりひどいかもしれない。

その後、あなたは「違う、違う…」と思うでしょう。手足がなくなることを想像できないでしょう。

考えてみて。苦しみは比べられない、比べるべきじゃない。

これはニックの言葉です。そしてニックの動画です。

<http://www.youtube.com/watch?v=Ut-4rrWqDvs>